

規制シート(様式)

190194801300001

平成28年12月20日

規制の名称	船員職業安定法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船員職業安定法(昭和23年法律第130号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局船員政策課 課長 高杉 典弘
規制目的	政府が地方公共団体等の協力を得て船員職業紹介等を行うこと、政府以外の者の行う船員職業紹介事業等が海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、何人にもその能力及び資格に応じて公平かつ有効に船員の職業に就く機会を与るとともに、政府以外の海上企業に対する労働力の適正な充足を図り、もって経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	○船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可が必要。 ○無料の船員職業紹介事業を行おうとする船舶所有者を代表する団体等は、国土交通大臣の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	船員職業紹介事業等の適正な運営を確保するとともに派遣船員等の労働保護を図っていくためには、当該事業を行おうとする者が的確に事業を遂行するに足る能力を有するものであるか等を事前に確認するとともに、事業報告や立入検査等を行うなど、国の一定の指揮監督の下に当該事業が行われることが必要であり、引き続き許可制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		